

図書館協議会の役割

図書館協議会は、図書館法第14条及び白井市立図書館設置条例第3条に基づいて設置され、図書館の運営について館長の諮問に応ずるとともに、図書館サービスについて館長に意見を述べる役割を担っています。

白井市立図書館の場合は、委員10名以内、任期3年と条例で定められています。

○根拠法令等

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

白井市立図書館設置条例

(図書館協議会)

第3条 法第14条第1項の規定により、白井市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者並びに公募による市民の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

図書館のあり方の検討について

「① 開館時間(案)」「② 貸出数及び貸出期間(案)」

平成30年4月から財政健全化の一環として、今後の図書館サービス水準及び蔵書規模のあり方を検討しております。

①開館時間②利用規則(貸出数及び貸出期間)については、平成30年12月4日から試行を開始しました。平成31年4月にアンケートを実施し、利用者の意見・要望をまとめました(別添資料のとおり)。アンケート結果を受けて今後の実施案を作成しましたので、ご検討ください。

① 開館時間

～H30	火曜日～土曜日 午後7時閉館	日曜日・祝日 午後5時閉館
試行	火曜日 午後7時閉館	水曜日～日曜日・祝日 午後5時閉館

アンケート結果

- (問1) 重視すること ア 資料数の充実 70.4%
(問2) 夜間開館の回数 ア 適当である 53.6%
(問3) 夜間開館の曜日 ア 適当である 55.0%
(問4) 夜間開館の時間 ア 適当である 62.1%

(案1) 火曜日 午後7時閉館 水～日曜日・祝日 午後5時閉館

メリット

- ・学校や職場帰りに利用できる。
- ・夜間警備委託費用及び夜間光熱水費の削減(8時間減、案2より3時間減)になる。
- ・利用者が集中して来館することになる。

デメリット

- ・開館時間が分かりづらい。
- ・都合の良い曜日に利用ができない。

(案2) 火曜日～土曜日 午後6時閉館 日・祝日 午後5時閉館

メリット

- ・開館時間が一律で利用者にわかりやすい。
- ・夜間警備委託費用及び夜間光熱水費の削減(5時間減)になる。

デメリット

- ・職場帰りに利用できない。
- ・利用者が分散して来館することになる。

② 貸出冊数及び貸出期間

貸出冊数・貸出期間

	図書		視聴覚	
	市内	市外	市内	市外
現行	10冊3週間	5冊3週間	3点1週間	2点1週間
試行	15冊3週間	10冊3週間	5点1週間	3点1週間

図書の貸出冊数は試行案(市内15冊・市外10冊)としたい。

視聴覚資料の貸出点数は試行案(市内5点・市外3点)としたい。

図書の貸出期間は3週間としたい。

視聴覚資料の貸出期間は1週間としたい。

理由

(問5) 図書の貸出冊数	ア 適当である	77.8%
(問6) 視聴覚資料の貸出点数	ア 適当である	72.8%
(問7) 図書の貸出期間	ア 適当である	85.6%
(問8) 視聴覚資料の貸出期間	ア 適当である	63.2%

予約できる件数

現行	図書	視聴覚
	3週間	1週間
試行	2週間	1週間

予約待ちあり資料の貸出期間

現行	図書	視聴覚
	10冊	3点
試行	貸出冊数(点)にあわせる	

予約件数は試行案(図書15冊・視聴覚資料5点)としたい。

予約待ちあり資料の貸出期間は(図書2週間・視聴覚資料1週間)としたい。

理由

(問9) 図書の予約件数	ア 適当である	60.8%
(問10) 視聴覚資料の予約件数	ア 適当である	58.4%
(問11) 予約待ち図書の貸出期間	ア 適当である	60.4%